

一般社団法人至誠会「三神美和賞」規則

- 第1条 三神美和賞は、平成23年3月31日に寄付された故三神美和氏の遺産を基金とし、女性の内科医研究者のキャリアアップを目的とする。
- 第2条 三神美和賞の英文表記は、The Miwa Mikami Scholarship Fund for Physician, SHISEIKAI とする。
- 第3条 三神美和賞の授与は、毎年2名までとする。
- 第4条 三神美和賞の助成金授与額は、原則、一人あたり50万円とする。
- 第5条 申請資格は、申請締切時に医療機関等に在籍する原則満50歳未満の女性内科医研究者とする。
- 2 前項の規定に係わらず、既に本賞の授与を受けた者は申請資格を有しない。(平成24年度から平成25年度まで実施された、団体を助成対象とした三神美和賞における被授与グループ所属者も同様とする)
- 第6条 申請に必要な書類は次のとおりとする。
- (1) 申請書
 - (2) 履歴書(写真貼付)
 - (3) 研究に関する自著または共著論文 2編
- 第7条 申請受付期間は、毎年2月1日から6月末日までとする。
- 第8条 選考委員会は、毎年7月に開催する。
- 2 選考委員会は、申請書を審議の上、被授与者を選定し、理事会に報告する。
- 3 助成金の授与は、11月末日までに行うものとする。
- 第8条 被授与者は、次に掲げる義務を負う。
- (1) 本賞授与の翌年8月末までに本賞による研修・研究に関する抄録を提出し、抄録を機関誌「女醫界」に掲載することを承諾する。
 - (2) 被授与者は、賞授与後2年以内に、本賞による研修・研究であることを明記した論文の別刷12部を提出し、当該報告書・論文を機関誌「女醫界」に掲載することを承諾する。

(3) 被授与者は、当会から要望があった場合には、社員総会または同窓会至誠会正会員総会において、当該研究に関する発表を行うことを承諾する。

2 本賞で購入した機器等は、被授与者の所属機関に寄贈するものとする。

第9条 次のいずれかに該当する時は、給付した助成金の返還を求めることがある。

(1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の給付を受けたことが判明したとき

(2) 助成金をその目的以外に使用したとき

(3) 第8条に定める被授与者の義務を怠ったとき

(4) その他、本助成金の被授与者として妥当ではないと本会が判断する事実があったとき

第10条 この規則の改廃は、業務執行理事会において決議し、理事会の承認を得て行う。